

第16回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年10月28日(木) 午前11時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1番 百 々 英 夫

2番 小 田 原 憲 一

3番 永 洞 忠 志

4番 穴 吹 栄

5番 白 川 俊 明

6番 新 井 功 仁 恵

7番 橋 場 和 幸

8番 嵯 峨 弘 巳

9番 松 家 忠 夫

10番 白 川 英 之

11番 谷 口 正 明

12番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 7 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 8 議案第3号 浜中町農業委員会委員の辞任について

日程第 9 議案第4号 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第16回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名全員の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。スラリー堆肥の散布作業等、何かとお忙しい中、第16回総会に全員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。本日は提案する案件が少ないため1時間遅らせての開会となりました。

また、26日の標茶町での研修会につきましては、参加された委員の皆様方、事務局の方々には大変お疲れさまでした。研修の中では、農業委員会、農地制度の法律が来年の4月1日から変わるということで、制度改革のポイントや農地等の利用最適化の推進、農地制度の改革までの7項目にわたりお話がありましたけれども、このことにつきましては来年の1月末か2月初め頃に局長又は係長に今一度詳しくお話をいただいて研修をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は付議案件が2件となっておりますけれども、追加案件ということで議案第3号を提案しますので、よろしく願いいたします。追加議案書の配付につきましては、議案第2号の採決が終わってから皆様にお配りいたしますので、このことにつきましてもよろしく願いいたしまして、開催にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番 白川俊明委員、6番 新井委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、「農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされています。

本案につきましては1件の願い出であります。浜農委27-14号の願い出人は、茶内西8線〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内西8線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内、〇、〇〇〇㎡で、ヨーグルト工場建設予定に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川職務代理、橋場委員、穴吹委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は原野化した未利用地となっており、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま

す。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、所有権移転に伴う1件の利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、姉別南2線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、対象地は姉別基線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を姉別南4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきまして

は、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、追加議案の提出がございますので、事務局より議案資料をお配りいたします。

(追加議案配布)

お手元に配付のとおり、追加議案の提出ございましたので、これを日程に追加し、日程第8以降として議題にすることといたします。

日程第8 議案第3号浜中町農業委員会委員の辞任についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号浜中町農業委員会委員の辞任について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、委員の身分に関するものでありまして、小田原憲一委員から10月20日付けをもって退職届の提出があったものでございますが、農業委員会等に関する法律第16条では、「委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、委員辞任の要件としましては、「正当な事由があることと、農業委員会の同意」が必要とされております。

辞任の理由は、一身上の都合による個人的なものでございますが、これは社会通念上の一般的な良識から、やむを得ないものであると判断され、また、農業委員会の同意については、御本人を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うこととされております。

なお、小田原委員は選挙委員でございますが、辞任が同意された場合の委員の補充につきましては、農業委員会等に関する法律第11条において準用いたします。公職選挙法第113条第1項第6号の規定により、選挙による委員の欠員数が、選挙委員の定数の5分の2を超えないことから、補欠選挙は実施いたしません。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より説明がありましたとおり、小田原委員より10月20日付けで退職願の提出がありました。

小田原委員におかれましては、7年4ヶ月にわたり農業委員としての職責を果たされてまいりましたが、一身上の都合により退職したいという願い出があり、御本人の意思も固いことから退職願を受理し、本日総会にお諮りすることといたしました。

これから、議案第3号の質疑を行うことといたしますが、小田原委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

(小田原委員退席、退室)

それでは、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、辞任について同意することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

続きまして、農業委員の欠員に伴う議席番号の取扱いについて、お諮りしたいと思います。

考え方といたしましては、小田原委員の番号であります2番を欠番にするというものと、2番以降を繰り上げるという2通りの方法があると思われませんが、前例によりまして、2番をそのまま欠番とすることによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようですので、議席番号2番を欠番とさせていただきます。

(小田原委員入室、着席)

それでは小田原委員さん、辞任につきまして同意をさせていただきました。これまで7年4ヶ月の長きにわたり地域の農業者の代表として地域のために、また浜中町農業委員会のために貢献をいただきました。今後は委員のOBとして御指導等いただければというふうに思っております。

改めまして、これまでの御苦勞に感謝を申し上げたいと思います。

大変ありがとうございました。

(一同拍手)

それではここで、小田原委員の方から辞任に伴っての御挨拶をしたいという申出がありましたので、よろしく願いいたします。

小 田 原 委 員 私事で大変恐縮でございますけれども、私は本日をもちまして一身上の都合により委員の職を辞することになりました。任期の途中ではございますけれども、

今まで梅原会長さん始め委員の皆様方には大変お世話になりました。そして、上田局長始め職員の皆様には、ひとかたならぬお世話になりまして誠にありがとうございました。衷心より厚くお礼を申し上げます。

今まで農業について色々勉強させていただきました。何よりも皆様方に暖かく接していただきましたことに大変感謝をいたしております。

簡単でございますけれども、辞任の挨拶に代えさせていただきます。
大変ありがとうございました。

(一同拍手)

- 議長 引き続き、会議を行います。
日程第9 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
- 事務局長 次回総会につきましては、11月30日、月曜日、午前10時からを提案いたします。
- 議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月30日、月曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。
- 各委員 (異議なしの声)
- 事務局長 異議がないようなので、次回総会日程については、11月30日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第16回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時35分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

5番 白川 俊明

浜中町農業委員会

6番 新井 功仁恵

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項	判 断 の 理 由				適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。				する
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。				する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)				する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。				する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。				する
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。				—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。				—